

第二十六号議案

江戸川区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例
江戸川区公害健康被害認定審査会条例（昭和五十年十二月江戸川区条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「区長の」を「江戸川区長（以下「区長」という。）の」に改める。
第十条を削り、第十一条を第十条とする。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区公害健康被害認定審査会の庶務を担当する課を変更することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。